

平成20年（行ウ）第231号 日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求事件  
原告 吉澤文寿外9名  
被告 国

原告準備書面（4）

2009年9月4日

東京地方裁判所 民事第3部 A2係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士	東澤靖
同	二関辰郎
同	小町谷育子
同	張界満

原告は本書面において、被告国の準備書面（4）に対する反論及びこれまでの原告主張の補充を行なう。

第1 被告国による本案前の答弁の理由に対する反論

被告国は、本件義務付けの訴えは不適法なものとして却下されるべきであると主張する。しかし、本件不開示決定処分はいずれも違法なものとして取り消されるべきであるから、訴訟要件に欠けることなく、被告国の主張は失当である。

## 第2 日朝平壤宣言について

### 1 日朝平壤宣言の拘束性に関する不明確な主張

被告国は、日朝平壤宣言が条約ではなく、今後具体的な内容の協議が両国間で予定されていることを理由に、本件不開示文書の不開示を正当化しようとするが、その主張は以下に述べるように失当である。

被告国は、日本と北朝鮮が「財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い」（日朝平壤宣言第2項）とする部分に拘束されるのは当然であるとする原告らの主張に対し、反論を加えている。しかし、被告の反論は、結局のところ、両国がその部分に拘束されるという点を否定も肯定もせず、暗にその拘束性を自ら認めるものとなっている。被告は、日朝平壤宣言がウィーン条約法条約上の条約には該当しないが「政治的に極めて重みのある文書である」と述べるが、そこで合意された相互放棄の基本原則が今後の国家間交渉によつてくつがえり、あるいは日朝間で請求権に関する具体的な交渉が行われる可能性があるのかどうかについては、なんら結論を述べていない。

しかしながら、本件不開示文書の請求権交渉にかかわる部分の開示、とりわけ日本政府の請求権の試算や「交渉の手の内」をめぐる情報の開示が、日朝交渉に何らかの影響を与えるかどうか、という問題においては、まさにこの点、相互放棄の基本原則に関する合意がくつがえる可能性の有無が重要な判断要素となるのである。日朝交渉において請求権の相互放棄の基本原則が前提とされて、今後の具体的協議が「経済協力の具体的な規模と内容」（日朝平壤宣言第2項）であるとするならば、被告国が将来の外交交渉のために請求権に関する試算や「交渉の手の内」を秘匿することには、なんら意味がない。この意味で、被告国の主張は、本件不開示文書の請求権交渉にかかわる部分の開示が、日朝平壤宣言の存在にもかかわらずどのような意味で日朝交渉に影響を及ぼすのかを、なんら具体的に示していないと言わざるを得ない。

## 2 共同宣言など条約以外の国家間文書の法規範性

なお、両国の首脳によって署名された日朝平壤宣言は、たとえ条約の形式や内実を伴わないとしても、当事者に対してまったく拘束力が否定されるわけではないことはいうまでもない。最高裁判所第一小法廷平成19年4月27日判決は、日中共同声明5項の「中華人民共和国政府は、中日両国国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」と述べる部分について、同声明が「我が国において条約としての取扱いはされておらず、国会の批准も経ていないものであることから、その国際法上の法規範性が問題となり得る」としながら、結論において「平和条約の実質を有するもの」で「法規範性を肯定し得るもの」と判示している。被告国が、かりに日朝平壤宣言には両国に対する拘束力はなく、両国間で今後具体的な請求権に関する交渉が開始される蓋然性が存在すると考えるのであれば、その点を端的に主張すべきであるが、そのような主張もなされていない。

## 3 日朝平壤宣言と日韓会談の相違

日本は、北朝鮮との間で、2002年（平成14年）9月17日、日本の総理大臣と北朝鮮の国防委員会委員長が代表で署名をして、日朝平壤宣言を締結しており、ここでは、「双方は、国交正常化を実現するにあたっては、1945年8月15日以前に生じた事由に基づく両国及びその国民のすべての財産及び請求権を相互に放棄するとの基本原則に従い、国交正常化交渉においてこれを具体的に協議することとした。」と、明確に財産及び請求権の相互放棄の基本原則が宣言され、「国交正常化の後、双方が適切と考える期間にわたり、無償資金協力、低金利の長期借款供与及び国際機関を通じた人道主義的支援等の経済協力を実施」するという枠組みが作られている。日本と北朝鮮との国交正常化交渉は、今後、同宣言に従って行われるのであって、被告国のいう「具体的な内容の協議」もこのような枠組みのもとで行われざるを得ない。

この意味で今後の日朝交渉は、請求権の問題について基本的な合意のないまま国交正常化交渉が行われた日韓会談とは、全く状況を異にする。本件不開示文書の請求権交渉にかかわる部分は、日韓会談について請求権処理に関する枠組みが決定される以前の段階、すなわち請求権は行使されるのか放棄されるのか、国交正常化は賠償方式と経済協力といずれの方式で行われるのか、といった基本的な事項が未確定であった段階での交渉に関する記録である。それゆえ、日韓会談の交渉の「手の内」が日朝交渉に影響を及ぼすとする被告国の主張は、外交交渉の状況や段階の違いをまったく考えない、説得力の乏しい失当なものであると言わざるを得ない。

### 第3 韓国において開示された文書との同一性について

#### 1 総論的主張について

被告国は、総論的な主張として、「日韓会談に関する韓国側の文書と我が国が保有する日韓会談に関する文書とは全く同一ではない」、「外務大臣が開示決定した本件文書の開示部分は約6万ページもあり、日本側が開示した資料は韓国側が開示した資料の約2倍の分量であることから、日本側資料と韓国側資料とが異なっていることは明白である」と主張する（被告国準備書面（4）5頁）。

しかし、原告は、日韓会談に関する韓国側の文書と日本側の文書とが完全に一致するものではないことは当然の前提としている。そのうえで、実質的には多分に重なりあう部分があることや、文書の作成から約半世紀もの期間が経過していること等を踏まえて、不開示部分について法律上の不開示事由該当性がないことを指摘しているのである。さらに、被告国は、原告が訴状段階で行った主張を捉えて上記のように批判しているが、情報公開訴訟において、不開示事由該当性の主張立証責任は被告国にあり、本件訴訟において、その後被告国が不開示部分について個別の主張を行なったことを踏まえて、現在では各不開

示部分に即した個別具体的な主張を原告は行っている。したがって、すでに個別具体的な議論がなされている段階に至って、「日韓会談に関する韓国側の文書と我が国が保有する日韓会談に関する文書とは全く同一ではない」とか、あるいは日本側の資料は分量的に約2倍ある、といった一般論を述べても意味は無い。

また、被告国は、「本件文書の不開示部分は日韓会談に係る文書以外の文書も含まれているのである」と述べる（被告国準備書面（4）5頁）。しかし、原告が本件において開示を請求した文書は、そもそも日韓会談に関連した文書である（訴状添付「請求文書目録」）。したがって、もし、それと関係しない文書を被告国が不開示部分に含めているとすれば、そもそもそのこと自体誤りであるし、そのような誤った文書の存在を指摘して韓国側資料との違いを強調しようとする被告国の姿勢は誤りであると言わなければならない（なお、被告国として、開示決定を行う際にいったんは日韓会談に係るものと判断したはずであるから、もし、この期に及んで被告国が日韓会談に係らないと主張するのであれば、なぜ、日韓会談に係るかしないかについての判断が変遷したかについて被告国は具体的に主張すべきである。）。

## 2 文書93に即した主張について

### (1) 被告国の主張

被告国は、日本側資料である文書93（乙13）を例としてとりあげ、それと対応する韓国側資料（甲18）の日本語訳（乙27）を作成のうえ、その異同を比較している。そのうえで、被告国は、

- ・日本側資料には存在するが、韓国側資料には欠落している部分  
(a), (b), (c), (d), (e), (f)
- ・日本側資料と韓国側資料とで記載が大きく異なっている部分  
(A), (B)

があると指摘し、「日韓会談の関連文書について日韓双方の記録が同一である旨の原告らの主張が、何ら合理性のないものであることが明らかである」、「本件文書の不開示部分が、韓国政府が開示した文書と同一であることを根拠に本件文書の不開示事由がないという原告らの主張は失当である」と主張する（被告国準備書面（４）６～８頁）。

## (2) 被告国の主張の誤り

しかし、このような被告国の主張は、次の点において誤りである。

①仮に開示部分について日韓の資料で異なる部分があることを指摘できたとしても、不開示部分について韓国側の対応部分が日本側の文書と異なることを意味することにはならない。

②文書９３に即してみた場合、被告国が韓国側では欠落していると主張する部分は、議事録全体で見れば同趣旨が韓国側資料でも出ているか、あるいは大筋では関係のない部分に過ぎないし、被告国が記載が大きく異なるとする部分も実質的には大きな違いはない。

③文書９３に即してみた場合、日本側資料の方が韓国側資料より詳しく記載している傾向（「韓国側資料の記載事項」⊂「日本側資料の記載事項」：前者が後者の部分集合という傾向）があるものの、韓国側に記載がある事項について、それが積極的に誤っていることはない（被告国もそのような誤りがあるとは主張はしていない）。

殊に上記③からすれば、不開示部分に対応した韓国側資料の記載と、不開示部分の記載内容が実質的に同じことが強く推認される。このようなことが、いみじくも文書９３を利用した被告国の主張によって明白になったということが出来る。また、被告国が主張するのは文書９３のみであって、それ以外の文書一つひとつについて、被告国は韓国側資料と日本側の文書の相違についての具体的な主張立証を尽くしていないことはいうまでもない。

以上の点について、以下、分けて論じる。

ア 不開示部分について韓国側対応部分が異なることは意味しないこと

被告国は、文書 9 3 の開示部分に即して、日韓の資料では異なる部分があると指摘している。次のイで述べるように、被告国が異なるとする部分も、実質的には違いはない部分が大半であるが、その点を措き、仮に開示部分について日韓の資料で異なる部分があるとしても、そのことは、あくまでも開示部分の具体的な被告国の指摘した箇所に異なる部分があるということの意味するに留まる。それとは異なる不開示部分について、韓国側資料の対応部分が、日本側の不開示部分とは異なることを意味するわけではない。

実際、開示部分の中には、被告国の主張を前提としても、「①については、日韓で大きな差は見られない」、「⑥については、日韓で大きな差は見られない」とあるように（被告国準備書面（4）6、7頁）、日韓で異ならない点もあることは、被告国自身も認めている。このように開示部分でも異ならない点と異なる点がある以上、論理的に考えても、不開示部分についても異ならない点と異なる点がある可能性がある（そして、イ及びウで後述するとおり、日韓の資料で実質的な違いはないことに照らすならば、不開示部分に対応すると原告が主張している韓国側資料と、日本側の不開示部分とでは、実質的には違いがないと考えるのが妥当である。）。

イ 被告国が韓国側では欠落しているとする部分

次に具体的に検討するとおり、被告国が韓国側では欠落しているという部分は、議事録全体でみれば同趣旨が韓国側資料にも出ているか、あるいは大筋では関係のない部分に過ぎない。

(7) 記載部分(a)

記載部分(a)は末尾に「補足した」とあるとおり、記載部分(a)に先立つ吉田主査代理による意見を補足する程度の発言に過ぎない。そして、吉田主査代理の意見自体は、韓国側も正確に把握しており、韓国側議事録に残している。

(イ) 記載部分(b)

記載部分(b)は、米国からの移譲やその時期という問題（その問題を日本が重視していることは韓国側議事録にも出ている。）について、吉田主査が十分な検討をお願いしたいと要望を述べ、卜部副主査が問題点を整理して9月25日と8月9日の関係を記載したものである。このうち、米国からの移譲やその時期という問題について日本が重視していることは韓国議事録にも出ているし、9月25日と8月9日の日付の関係も韓国側文書に出ている。

したがって、記載部分(b)の記載事項のうち、重要な部分は韓国側資料にも出ている。

(ウ) 記載部分(c)

記載部分(c)は、移譲された財産の内容を具体的に明示して欲しいという日本側の要望について、吉田主査が十分検討をお願いしたいと述べている部分にすぎない。日本側が移譲された財産の内容を具体的に明示して欲しいと要望していること自体は韓国議事録にも出ている。

したがって、記載部分(c)の記載事項のうち、重要な部分は韓国側資料にも出ている。

(エ) 記載部分(d)

記載部分(d)は、①日本に在住していた株主であっても全部韓国に帰属した、②株主は当初米軍政府に、次いで韓国政府の名義に書き換えられた、③株主総会の名簿に沿った総会等が行われていること、を内容とするものである。このうち、①、②は韓国側議事録（乙27の日本語訳で8頁）に出ている。また、③は、日本側資料でも「勿論」（乙28(d)部分）と記載されているような内容であり、韓国側では記載を省略されたものと思われる。

したがって、記載部分(d)の記載事項のうち、重要な部分は韓国側資料



にも出ている。

(e) 記載部分(e)

記載部分(e)は、①軍令33号では、財産所在地が韓国内のものに限って接收されたのではないかという吉田主査代理の考えとそれを否定する韓国側の応答、②韓国側の考えとして、本店が(韓国に)帰属し、従って支店のものを請求するという見解、③会社が韓国法人になったから在日財産を要求するのかという日本側質問に対し、法人は以前から韓国法人であったというやりとり、を記載したものである。このうち、①は韓国側議事録(乙27の日本語訳11、12頁)に同内容が記載されているし、②は同10頁に同内容が記載されている。③は当たり前のこととして韓国側では記載を省略したものと思われる。

したがって、記載部分(d)の記載事項のうち、重要な部分は韓国側資料にも出ている。

(f) 記載部分(f)

記載部分(f)は新聞発表する内容を確認する記載部分である。たしかに韓国側議事録からは、この部分は欠落しているが、当時の公表資料である新聞を見れば、実際に公表された内容はわかるから、この点が、日本側資料によって初めて世間にわかるようになったということもない。

したがって、記載部分(f)の欠落は大筋では関係がない。

(g) 小括

日本側資料である文書93(乙13)と、それに対応する韓国側資料(甲18)の日本語訳(乙27)を対照して検討すると、日本側資料の方が細かいやりとりを、それが繰り返された場合も含めて記載しているのに対し、韓国側は、重要な事項に絞って記載しており、同じやりとりが繰り返された場合には、繰り返し部分を省略している、といった傾向を見出すことができる。会談の場でやりとりがなされた重要な事項については、韓国側で

も日本側と同様に記載している。

そして、上記において具体的に検討したとおり、被告国が韓国側資料では欠落しているという部分は、基本的に些細な点であって、大筋には関係のないものである。

このように、両国の議事録が重要な点で一致していることは、同一の会談であることに鑑みれば当然のことである。ことに、日韓会談という日韓両国にとってもきわめて重要な会談に関する議事録であること、各国の外務省等に属する優秀な官僚が議事録を作成していることに鑑みれば、議事録が実質的には一致していることは当然のことである。

#### ウ 被告国が、記載が大きく異なるとする部分

次に具体的に検討するとおり、被告国が、記載が大きく異なるとする部分も、実質的には大きな違いはない。

##### (ア) 記載部分(A)

記載部分(A)の内容は、①日付についての日本側主張として、8月9日以降に日本人がスイス人に財産を売り渡した場合でも、それは日本財産として取り扱われるべきであるという例をあげての説明と、②軍令33号の日付の問題については、明文上からも「先般説明したように解釈されるし、またそういう解釈以外に解釈困難である」という主張、③それに対して韓国側が、8月9日現在の日本財産が米軍政庁に帰属したものであると法令を文字通り解釈していると述べたのに対し、④日本側も法令を文字通り解釈していると述べた、というものである。

上記①、②、④は、「法文に8月9日という日付が日本性を決定する日付として明示されている」という日本側の解釈・主張を前提にしたものである。このうち上記①は、そのような日本の立場を前提とした論理的帰結を例をあげて説明したものであるし、上記②及び④は、日本の立場を繰り返したものにすぎない。そして、「法文に8月9日という日付が日本性を

決定する日付として明示されている」とするのが日本側の立場であるということは、韓国側資料にも示されている（乙27の日本語訳で4頁）。

また、上記③については、「法文には on or since となっているが、米軍政庁の管轄下にあったのは何時であったのか、それは8月9日現在であった。従って、8月9日現在の日本財産が米軍政庁に帰属されたと解釈される」とあるとおり、韓国側資料にも実質的に同一内容が記載されている（乙27の日本語訳で4、5頁）。

(イ) 記載部分(B)

記載部分(B)は、日本側議事録では、日本側から韓国側になされた3つの質問について、質問をまとめて列記し、それに対する回答を、「上記のいずれに対してもそのとおりであると答えた」と記載しているのに対し、対応する韓国側議事録では、3つの質問について、個々に質問を記載し、各質問の直後に韓国側の「然り」という回答を記載している。この3つの質問の内容自体は、日韓で基本的に異ならないから、要するに、日韓の議事録におけるこれらの違いは、単なる形式的な記載方法の違いに過ぎない。

また、日本側議事録の該当箇所の最後には「吉田主査代理は、これらの点について日本側の見解とかなり大きな相違があると思う」と発言した旨記載があるが、これは両国の見解の違いを踏まえた感想に過ぎない。該当する記載が韓国側議事録にはないが、大筋では何ら関係はない。

(ウ) 小括

以上のとおり、被告国が「日本側資料と韓国側資料とで記載が大きく異なっている部分」（被告準備書面（4）7頁最終行）と主張する記載部分(A)及び同(B)も、具体的・実質的に検討した場合には、いずれも議事録全体で見れば同趣旨の記載が存在するか、あるいは形式的な記載方法の違いにすぎないことがわかる。被告国は、そのような記載箇所や記載方法の形式的な違いを、ことさら大げさに評価しているにすぎない。

複数存在する議事録の中から被告国が文書93を例として挙げたということは、他の議事録の場合よりも、文書93を例にした方が被告国にとって有利であるためという推測が働く。しかし、そのようにして選ばれたであろう文書93についても、上記でみたように、違いは些細であるか、形式的な違いがあるにすぎないのである。

#### エ 韓国側資料の記載事項に誤りはないこと

以上検討したとおり、日本側資料の方が韓国側資料より詳しく記載している傾向があり、また、両国の資料では、具体的な表現方法や記載順序、同趣旨の記載の繰り返しの有無等には多少の違いがあるものの、両国の議事録は、基本的・実質的には同内容と評価しうるものである。さらに、韓国側資料では、日本側資料には記載がある部分について欠落があるケースを被告国は指摘しているが（その点も重要部分では同趣旨の記載があること、あるいは議事録の別の箇所にも同趣旨の記載があることはすでに指摘したとおりである。）、その逆、すなわち、韓国側資料には記載があるが、日本側資料では欠落している事項について被告国は指摘していない。また、韓国側資料に記載がある事項について、それが積極的に誤っているといた主張までは被告国はしていない。

このような観点からすれば、日本側議事録の不開示部分に対応する韓国側資料の記載は、正確なものであって、表現方法や形式的な記載方法に違いがあるとしても、同趣旨の記載が日本側資料の不開示部分に記載されている蓋然性が高いというべきである。

ちなみに、被告国は乙27において、不開示部分に対応する韓国側資料の該当箇所を日本語に訳していないが、原告準備書面（2）22頁に記載したとおり、不開示部分に対応する韓国側資料では、いわゆる38度線以北の財産に関するやりとりが記載されている。したがって、不開示部分にも同様の

記載があると考えられる。

#### 第4 推定可能性は公知性を意味するものではないとする被告国の主張について

##### 1 被告国の主張

被告国は、『推定可能であること』は、公知であることを意味するものではない上、『開示しても不利益を被らないこと』を意味するものでもなく、本件文書の不開示部分を開示することは、韓国、北朝鮮との間における信頼関係が損なわれる蓋然性や外交交渉上の不利益を被る蓋然性が高いのである」と主張する（被告国準備書面（4）8頁）。そのうえで、被告国は、「ポーカーゲームなどのカードゲーム」のたとえを出して、「外交交渉においては、『手の内が推定可能であること』と『手の内そのものが知られること』とは意味を異にしている」と主張する（同頁）。

しかし、このような被告国の主張は、何重にも誤ったものである。以下、分けて論じる。

##### 2 ポーカーゲームのたとえの誤り

まず、ポーカーゲームのたとえは、完全に局面の異なる場面の話をしているものにすぎない。本件訴訟において不開示部分の内容が、開示された部分や韓国側資料に照らして推定できるか否か、ということとは全く関係がない。

被告国は、ポーカーゲームのたとえを出して、外交交渉では、わざと手の内（手持ちカード）の一部を交渉相手に明かすことによって、実際の手の内を交渉相手に誤って認識させる交渉術（先方に誤導的な情報をわざと見せることによって、本当の手の内を誤解させる手法）があることを示唆する。

しかし、本件文書に即して検討した場合、そのような被告国の主張は、まったく局面の異なる話をしているにすぎないことが明らかになる。すなわち、本件文書は、①会談の議事録など、日韓両国で共有した情報を日本側が記録した

文書、及び②日韓で共有されていない情報を記載した日本側の文書（日本側の内部文書で先方に内容を明かしていないもの）に大別することができる。

このうち前者（①会談の議事録等）は、交渉において実際に相手に明かされた部分を記録した文書である。したがって、その一部が不開示になっているとしても、不開示部分の内容を推定する作業は、あくまでも相手方に当時明かされた部分を推定する作業にすぎない。上記の「カードゲーム理論」の関わる局面、すなわち、相手に明かされていない手の内を推定する局面とは全く関係がない。

次に後者（②内部文書で先方に内容を明かしていないもの）は、さらに、一部不開示の文書と全部不開示の文書に分類することができる。このうち一部不開示の文書に着目すると、このような文書は、交渉相手に内容を示すことを予定して作成された文書ではないから、そもそも、その中に意図的に誤導的な情報を含めていることは考えられない。加えて、情報公開請求に対応して、開示するか不開示にするかという判断は、あくまでも情報公開法の不開示事由に該当するか否かという基準に沿って行われるものである。したがって、不開示部分の情報を誤解させるような内容の部分のみを一部開示にするといった選択をする余地も、情報公開制度のもとでは存在しない（仮にそのような基準で開示部分と不開示部分を選択しているとすれば、そのような開示決定自体、情報公開法に違反した違法な決定ということになる。）。

残るは、内部文書で先方に内容を明かしていないもののうち、全部不開示とされた文書である。そのような文書については、その文書の記載内容を「手の内」としたうえで、交渉当時、韓国側に対して実際の「手の内」を誤解させるような情報をあえて明かしておいた可能性が、一般論としてはないではない。

しかしながら、本件訴訟でいえば、そのような全部不開示の文書は、竹島問題に関する文書137のみである。この文書137は、約半世紀前に集められた竹島問題に関する資料や時系列であるが、このこと自体は、原告側が勝手に

推測しているわけではなく、被告国側が自ら本件訴訟において明らかにした事柄である。つまり、原告は、被告国が明らかにした情報に基づいて、文書137が情報公開法に規定する不開示事由に該当することはない旨立論しているのであるから、その立論の過程に、「カードゲーム理論」によって被告国が指摘するような誤りが混入する余地はない。

以上検討したとおり、ポーカーゲームのたとえは、完全に局面の異なる場面の話をしているものにすぎず、外交交渉において交渉相手に示す情報と示さない情報の選別の問題は、情報公開訴訟における開示情報と不開示情報との選別等の問題とは全く関係がない。

### 3 情報公開法は公知の情報のみを開示する制度ではないこと

被告国は、『「推定が可能であること」は、公知であることを意味するものではない』と述べる。

しかし、情報公開法に基づいて開示される文書は、公知の情報を記載した文書に限定されるものではない。もし、すでに公知の情報しか同法に基づいて開示されないとすると、「行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする」情報公開法の目的（同法1条）は、全く実現されないことになる。被告国の主張は、情報公開法の目的に照らしても意味をなさないと言ふべきである。

### 4 推定に誤りはなく、内容的にも不開示事由に当たらないこと

本件文書のうち一部不開示のなされた文書について、原告が行った推定は、いずれも根拠なしに行っているわけではない。不開示部分に関する被告国側の説明のみならず、開示部分からわかる文脈や、対応する韓国側資料がある場合

には、その内容に照らして原告は推定を行っているものであり、いずれも正確性が高いと考えられる。被告国も、一般論として、推定可能であることと実際の手の内が知られることとは意味が違う、といった主張はするものの、原告による推定が誤っているという具体的な主張はしていない。

さらに、内容がすでに公知の情報であれば、そのような情報を開示することによって法5条3、4号に該当することがないことは明らかであるが、他方、公知の情報ではないとしても、そのような情報を開示することによって法5条3、4号に該当するか否かは別問題である。この点、原告は、単に不開示部分の内容を、他の公開されている情報から知りうる内容であると推定しているだけでなく、そのような内容の文書が法5条3、4号に該当することはない旨具体的に主張しているのである。

不開示部分が公知であるか否かという点ばかりに焦点を当てた被告国の主張は、この点においても原告主張に対する反論にはなっておらず、誤りである。

## 5 平壤宣言

さらに、すでに述べたとおり、北朝鮮との関係では平壤宣言が存在するのに対し、韓国との関係では平壤宣言に相当する取り決めが当事国間には存在していない状況で日韓会談を行ったという、大きな条件の違いがある。したがって、日韓関係と日朝関係では大きく条件が異なるのであり、約半世紀前に日韓会談でどのような議論がなされ、あるいは日本側が当時どのような考えでいたかといった事情が現時点で公になったとしても、それによって対北朝鮮との関係で外交交渉上不利益を被るおそれはないと言うべきである。

## 第5 不開示部分は必要最小限度であるとの被告国の主張について

被告国は、開示した文書の量やパーセンテージを持ち出して、本件文書の不開示部分は、必要最小限度の範囲で不開示としたものである旨主張する（被告



国準備書面（４）９頁）。

しかし、文書の量の問題と、その結果不開示にした部分に本来であれば開示すべきであった情報が含まれているか否かという問題とは全く関係がない。被告国の主張は明らかに飛躍している。

## 第６ 法５条３号、４号の該当性判断における行政機関の長の裁量権について

被告国は法５条３、４号の解釈について縷々述べるが、結局のところ、行政機関の長の一次的判断が尊重されるとしても、「その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるかどうかを〔裁判所が〕審理・判断する」（被告国準備書面（４）１０頁）ことまでは否定していないと解される。

すでに原告が原告準備書面（１）で詳細に述べたとおり、行政機関の長に一定範囲での裁量が認められるとしても、その裁量の幅はマクリーン事件判決で示されたような広範な裁量権を前提とするのは誤りである。司法審査の対象は、行政機関の長の「前提とした事実関係及び判断の過程等、その判断に不合理のないこと」とされるべきであるし、そのような審査を可能とするために行政機関の長が「相当の根拠に基づいて主張立証する必要がある、これを尽くさない場合には、行政機関の長のした判断が裁量権を逸脱又は濫用したものであることが事実上推認される」べきである（同準備書面１５、１６頁）。

そして、そのような基準に基づいて本件訴訟における不開示部分を検討した場合には、すでに原告準備書面（２）及び同（３）で検討したとおり、いずれの箇所についても、法５条３、４号の該当性は認められないのである。

## 第７ 河野・フルシチョフ会談に関する答申について

### １ 被告国の主張とその誤り

被告国は、韓国政府による日韓会談の記録文書の全面公開に触れて、そのような状況があったとしても、日本と韓国が保有する情報は同一ではなく、日本側の「評価、分析、判断なども記載されることがあるから... このような情報

が記載されている文書が... 存在した場合、これを公にすることによって相手国である韓国政府のみならず第三国との関係においても、信頼関係を損なうおそれがないか、将来の外交交渉において不利益を被るおそれがないか等は、他国の政府がその保管する文書を公開しているか否かにかかわらず、慎重に検証する必要がある。」、また、日本が公開した場合には「我が国の『外交にとって不利益を生ずるおそれ』はないと断定し得ないことは明らかである」と主張する（答弁書13頁）。

そのうえで、被告国は、そのような主張に沿うものとして、河野・フルシチョフ会談に関する情報公開・個人情報保護審査会の答申（乙24）（以下「河野・フルシチョフ会談答申」という。）を一部引用している（答弁書13～14頁）。

しかし、河野・フルシチョフ会談答申は、「信頼関係を損なうおそれ」と「交渉上の不利益を被るおそれ」とを区別したうえで、前者については、会談の相手方であったソ連（ロシア）のみならず第三国との関係においても相当の理由の存在を否定している。また、後者については、相当の理由を認めてはいるものの、会談の相手方（と同一の相手方）と同一の交渉が現在も継続していることを重視したうえで、開示請求対象の文書が、現在の交渉に影響を与える可能性があることを具体的に検証し、それが肯定されたことから相当の理由を認めているのである。したがって、河野・フルシチョフ会談答申を一部引用したうえで、日本側の文書に日本側の評価、分析、判断などが記載されていれば、そのことによって情報公開法5条3号の充足性が認められるかのごとき被告国の主張は誤りである。

以下、河野・フルシチョフ会談答申に沿って、この点を具体的に述べる。

## 2 「信頼関係を損なうおそれ」の不存在

河野・フルシチョフ会談答申は、「信頼関係を損なうおそれ」について、「本

件対象文書は、ほぼ半世紀以前の会談に係るものであり、その後においてソ連邦の崩壊などロシアの国内情勢や国際情勢が大きく変化していること、異議申立人が主張するように、ロシアにおいて本国会談に関して当時のソ連側が作成したとみられる文書が、平成8年に同国内で発行された同政府の機関誌に掲載されたという事実が認められることからすると、我が国が本件対象文書を一方的に公にしたとしても、ロシアとの信頼関係が損なわれるということは考え難く、また、その他の国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとも認め難い。したがって、信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、行政機関の長が本件対象文書を不開示とすることについては、相当の理由があるとは認められないと言ふべきである。」との判断を示している（乙24・12頁）。

このように、河野・フルシチョフ会談答申は、時間経過とそれにとまなう情勢変化及び会談の他方当事者が会談に関する文書を公開していることに着目して「信頼関係を損なうおそれ」について、行政機関の長が対象文書を不開示とすることについて相当の理由があるとは認められないとした。

河野・フルシチョフ会談答申の理由付けは、基本的に本件にそのまま当てはまる。本件文書は、ほぼ半世紀前の会談に係るものであり、その後の日韓基本条約及び諸規定（訴状12～13頁参照）の締結等によって、日韓関係と日韓関係をとりまく情勢は本件文書が作成された時点と現在とでは大きく変化しており、2005年に実施された韓国政府による日韓会談の記録文書の全面公開の事実を照らすならば、日本が本件文書を一方的に公にしたとしても、韓国やその他の国等との信頼関係が損なわれるおそれがあるとは認め難い。

なお、河野・フルシチョフ会談答申は、「信頼関係が損なわれるおそれがあるとも認め難い。したがって、信頼関係を損なうおそれがあることを理由として、行政機関の長が本件対象文書を不開示とすることについては、相当の理由があるとは認められないと言ふべきである。」として、「おそれ」が存在しないことから、ただちに相当の理由も認められないという結論を出している。つま

り、情報公開法5条3号が、「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」という条文になっているからといって、不開示事由の認定にあたって、行政機関側の裁量を特段広く認めるような判断手法を採用しているわけではない。この点も5条3号の解釈にあたって留意すべきである。

### 3 「交渉上の不利益を被るおそれ」の不存在

#### ア 河野・フルシチョフ会談答申の内容

河野・フルシチョフ会談答申は、「交渉上の不利益を被るおそれ」について、概ね次のように判断している。

すなわち、「当審査会が見分したところによれば、本件対象文書には、日ソ両国の代表の率直な発言のみならず、ソ連側の反応についての日本側の評価や分析など、ソ連側に伝達されていない事項が記載されていることが確認され、二国間会談の一般的な会議記録に関する諮問庁の説明に合致するものであることが認められる。さらに、上記2のとおり、本件会談の重要な懸案の一つであった領土問題等に係る交渉は、現在も継続中であることにかんがみれば、当時の評価や分析が含まれた記録を公開した場合、その後の事態の変化に伴う柔軟な対応が制約されることになり、交渉上不利益を被るおそれがあるという諮問庁の説明は、不合理とは認められない」（乙24・12～13頁）、「当審査会において見分したところによれば、本件対象文書にはその後の国会答弁などにより明らかにされた内容と同一ないし同旨のものが含まれていることが認められるが、本件対象文書は、全体として河野大臣とフルシチョフ第一書記とが率直な意見交換を行った会談について、一方の当事者である日本側が作成した記録であって、それぞれの発言がされた状況やその内容について、これまで公表されておらず、なお機微な点を含むものと認められ〔る〕」（乙24・13頁）、「ロシアは、ソ連邦の継承国であり、両者の間には完全な連続性が認められており、領土問題に係る交渉は、上記2

のとおり、現在もロシアとの間で継続されているのであるから、ソ連邦が存在しなくなったから直ちに、我が国がソ連邦との外交交渉に係る資料を公開しても支障がないということにはなり得ないと考えられる」(乙24・13頁)、「諮問庁は、現在の日露間の交渉における焦点の一つが〔日ソ〕共同宣言をどのように読むかという点にあり、その観点から同共同宣言に至る交渉の経緯は重要な意味を有しており、本件対象文書に記された内容は、単なる歴史的事実とはなっておらず、その具体的な書き振りが今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していること、また、領土問題に係る交渉は、外交交渉の中でも最も駆引きの多いものであり、本件対象文書等交渉の過程に係る文書の開示については交渉上不利益とならないよう細心の注意を払うべきものである旨説明する。当審査会において見分したところによれば、本件対象文書には、日ソ共同宣言の解釈に影響を及ぼし得ると思われるものなどが記載されていることが認められ、このような諮問庁の説明は、前記のような領土問題に係る交渉の経緯に照らしてみると、これを必ずしも不合理とすることはできない」(乙24・14頁)等と述べたうえで、「以上の諸点を併せ考えると、本件対象文書に関しては、これを公にすることにより我が国が他国等との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるものと言うことができる。また、本件対象文書を見分した結果、法6条1項の規定により部分開示をすべきものには該当しないものと認められる」と判断した(乙24・14～15頁)(下線はいずれも原告代理人)。

なお、上記の「当時の評価や分析が含まれた記録を公開した場合、その後の事態の変化に伴う柔軟な対応が制約されることになり、交渉上不利益を被るおそれがあるという諮問庁の説明」に対応する「諮問庁の説明」とは、「一般に、一方の政府が交渉継続中の案件の公式な記録を公開した場合、その中に記載されている自国の評価や分析を含め、その内容を自ら否定できなくな

るとの意味で、交渉における自らの手足を縛るといふ不利益を生じさせるものである」といふ説明（乙24・7頁）を指している。

以上の理由付けから明らかなように、河野・フルシチョフ会談答申は、対象文書に会談の相手方に伝達されていない事項が記載されているという事実のみから結論を出しているわけではない。領土問題に係る交渉が、会談の相手国（ソ連）の承継国（ロシア）との間で現在も継続していることに重きを置いたうえで、「現在の日露間の交渉における焦点の一つが〔日ソ〕共同宣言をどのように読むかという点にあ〔る〕」ことを具体的に指摘し、対象文書の内容に「日ソ共同宣言の解釈に影響を及ぼし得ると思われるものなどが記載されていること」を、実際に文書を見分したうえで、交渉上不利益を被るおそれを認定しているのである。

#### イ 河野・フルシチョフ会談答申を踏まえた主張

このような河野・フルシチョフ会談答申の判断方法に照らすならば、「交渉上の不利益を被るおそれ」の有無を判断するにあたっては、交渉の相手方が、問題となっている会談の相手方である国であるか、それ以外の第三国であるかを区別すべきであるし、問題となっている事項が、現在も交渉が継続している事項であるか、あるいは解決済の事項であるかも区別すべきである。

この観点から本件文書を分類すると、まず、日韓会談の相手方であった韓国との関係で、交渉が現在も継続している事項として竹島問題がある。それゆえ、竹島問題に関する文書とそれ以外の解決済の問題に関する文書とは区別すべきである。そのうえで、解決済の事項にかかわる文書は、まず韓国との関係で、「交渉上の不利益を被るおそれ」がないものとして取り扱われるべきである。また、現在も交渉が継続している竹島問題については、河野・フルシチョフ会談答申でも示されているとおり、現在の交渉において何が問題の焦点（あるいは焦点の一つ）になっているかを特定したうえで、竹島問

題に係る本件文書が、そのような焦点ないし焦点の一つにかかわるものであって、「今後の交渉に影響を与える今日的意義を有している」ことが、被告国によって具体的に主張立証される必要がある。

しかし、竹島問題に係る文書（文書137）について、その内容が竹島問題に関する今後の交渉に影響を与える今日的意義を有していることについて、被告国から具体的な主張立証はなされていない。また文書137の内容ないし性質上、そのような問題はないことは、すでに原告準備書面（3）で論じたところであるし、本準備書面でも後述するとおりである。

次に、韓国以外の国として被告国が「交渉上の不利益を被るおそれ」があるとして主張しているのは北朝鮮である。北朝鮮との関係において、将来、日韓会談と類似の交渉が行われる可能性があるとしても、対韓国で相手方に伝達されていない事項を公にしたからといって、次のとおり、対北朝鮮との関係で「交渉上の不利益を被るおそれ」があると言うことはできない。

日本側の評価や分析など、相手国に伝達されていない事項が記載されている場合に、それを公開すると、「自国の評価や分析を含め、その内容を自ら否定できなくなるとの意味で、交渉における自らの手足を縛るという不利益が生じる」（河野・フルシチョフ会談答申における外務省の説明）（下線は原告代理人）のは、あくまでも具体的な交渉及び相手方を前提としたものである。交渉の内容が多少類似するとしても、交渉の相手方や交渉の行われる時期、それまでの交渉経緯等を異にする場合には、かつて別の第三者との関係で日本側の評価や分析を示したことが公になったとしても、それによって、別の交渉相手との新たな交渉において日本の手足を縛られることなどはないからである。

さらに、北朝鮮との関係では、すでに述べたとおり平壤宣言が存在するから、日本と朝鮮との関係は、日韓関係とは条件が大きく異なる。したがって、かつての日韓会談における交渉の内容や経過が、北朝鮮との将来の交渉にお

いて日本の手足を縛るということもないから、北朝鮮との関係でも、「交渉上の不利益を被るおそれ」などは存しないのである。

## 第8 「竹島問題に関する文献資料」(文書137)について

### 1 被告国の「独立した一体的な情報」という情報公開法6条の解釈は誤りである

#### (1) 被告国の主張の要旨

被告国は、文書137の構成は、「竹島問題に関する文献資料が記載された部分」(「文献資料」)と、竹島問題を巡る日韓政府間のやりとりについての事実関係が時系列に記載された部分(「時系列」)によって構成されているとし、それぞれが「独立した一体的な情報」であるため、同文書を全面不開示としたことに合理的理由があると主張する。

そして、被告国は、情報公開法6条に関する解釈として、情報公開法6条2項に対し、同法6条1項は「個人識別情報以外の不開示情報については、不開示情報の一部分の開示という特別の制度は設けられていない」として、1項と2項に特殊な差異があるかのように示唆した後、最高裁平成13年判決を引用し、行政機関の長は、「独立した一体的な情報」をさらに細分化してその一部を不開示とすることが義務付けられるものではないと主張している(被告準備書面(4)12~13頁)。

しかし、被告国の主張する情報公開法6条に関する「独立した一体的な情報」という解釈自体が誤りであり、また、文書137は、情報公開法5条3号に該当せず、全部開示されなければならない。

以下、(2)以下で、情報公開法6条の解釈を確認し、被告国の主張に対して反論したうえ、後記2で、文書137が全部開示されなければならないことを主張する。

#### (2) 情報公開法6条の趣旨及び6条1項・2項の関係



情報公開法6条は、情報公開法の立法に当たり、情報公開法要綱案を策定した行政改革委員会・行政情報公開部会が、その趣旨について、次のように記している。

「開示請求の対象は行政文書であるが、一つの行政文書に様々な情報が記録されており、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されているといっても、それが一部分にとどまることもあり得る。そこで、不開示情報が記録された部分が、一つの行政文書の中の他の部分と容易に区分することができるときは、行政機関の長は、不開示情報が記録された部分を除いた部分を開示しなければならないこととした」（行政改革委員会・行政情報公開部会「情報公開法要綱案の考え方」）。

このとおり、情報公開法の立法過程において、「独立した一体的な情報」などという考えは採られていない。むしろ、行政文書の公開を原則とする情報公開法制の趣旨から、できる限りの部分開示は当然のこととして導かれており、長く情報公開条例における解釈・実務でも定着していた。

さて、情報公開法6条1項と2項の関係については、次のように解されている。1項は、開示情報と不開示情報を区分し、開示情報の部分を開示することを義務付ける規定となっている。

一方、2項は「みなして」という表現から窺えるように、理論的には個人に関する情報（不開示情報）にあたるが、開示しても個人の利益が害されるおそれがないと認められる情報については、個人に関する情報（不開示情報）とは取り扱わないということを規定したものであり、1項の一般的部分開示と異なるところがあるので、特別に定められたものにすぎない。すなわち、個人に関する情報は、「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分」に限られず、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除いた部分も、情報公開法5条1号ただし書に該当しない限り不開示とすべきことになるが、個人識別性のある部分を除くことによって、公にして

も個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、これを不開示にする意義に乏しく、最大限の開示を実現する観点からは、部分開示をすることが望ましい。そこで、このような場合には、個人識別性のある部分を削除した残りの部分については、5条1号の個人に関する情報には含まれないとみなして部分開示を行うこととしたものである（以上、宇賀克也『新・情報公開法の逐条解説〔第4版〕』91頁）。

もともと、同法6条2項は、立法過程で「情報公開法要綱案」において、5条1号ただし書の例外事由（絶対的開示）に位置づけられていた。しかし、絶対的開示といっても、「氏名その他特定の個人が識別され得る情報の部分」は開示されないので、不開示情報の規定における例外として位置づけるよりも、個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより個人に関する情報の開示根拠を与えることを重視して、部分開示の一形態として位置づけられたという経緯がある（同91頁）。

したがって、被告国が、情報公開法6条1項と2項の条文の体裁の違いを強調する主張は、情報公開法の立法過程での条文の成り立ちを無視した議論であり、誤りである。

情報公開法6条1項も2項も、その目指すところは、行政文書の最大限の開示であることは、その立法経緯に照らしても自明であり、1項と2項の規定ぶりの差異によって、情報公開の範囲を狭めるような解釈を許すものではない。

### (3) 最高裁平成13年判決に対する批判と事実上の変更

次に、被告国の拠って立つ最高裁平成13年判決がすでに事実上変更されていることは、その後の最高裁の判決の推移や各種文献によって明らかであり、「独立した一体的な情報」、「情報単位論」なる概念は、放棄されなければならない。

まず、最高裁平成13年判決の後で、不開示決定処分に対する不服申立の諮問機関である内閣府情報公開審査会（当時）が、実質的に、最高裁平成13年

判決の立場とは異なる判断を出している。すなわち、審査会は、平成14年7月17日答申（平成14年度第123号、事件名「原子力発電の経済性試算における設定単価の根拠の一部開示決定に関する件」甲22）において、通商産業省（当時）作成資料「原子力発電の経済性について」中の燃料費（核燃料サイクルコスト）内訳の算出根拠に関連する資料に関し、情報は、ある事柄についての知らせを意味するものであり、社会通念上意味を有するひとまとまりの大きさを示していると考えられるとしつつ、このひとまとまりの大きさについては、重層的な捉え方が可能である場合には、不開示とする合理的な理由のない情報は開示とする情報公開法の定める開示請求制度の趣旨に照らし、開示することが適当でないと認められるひとまとまりをもって、その範囲を画することが適当であるとされ、その範囲は、重層的な各階層で捉えていった結果、最終的には不開示事由たる「おそれ」等を生じさせる原因となる情報の範囲となるべきものであるとした。同答申は、最高裁平成13年判決の解釈とは異なり、部分開示についての従前の行政実務、裁判実務に適合した解釈を行っており、行政情報を可能な限り開示するという基本原則に忠実な解釈を示し、情報公開法の立法者意思に照らしても妥当な解釈であると評されている（前掲宇賀94頁）。

次に、最高裁平成13年判決に対しては、研究者からも疑問が出され、「『情報』の単位の採り方が情報公開制度の趣旨と合致しているかという疑問が生じる場所である」「個人識別情報についてのみ、第6条2項という法的根拠があるから情報の細分化という態様で部分開示が義務付けられていると解すると、他の不開示情報については、『独立した一体的な情報』の範囲の捉え方次第で、情報公開条例で積み上げられてきた部分公開の範囲が後退するということになりかねない」と批判されている（甲23藤原静雄「交際費支出関係情報の公開の是非と部分公開のあり方」（季報『情報公開』1号33頁）。研究者のみならず、実務家からも批判が出された（たとえば、甲24三宅弘「交際費情報公開

判決と審査会の役割」自由と正義2002年10月号92頁、藤田補足意見に関するものとして、甲25近藤卓史「ひと筆 情報公開・最高裁判決補足意見に想う」自由と正義2007年12月号9頁）。

こうした審査会の答申や最高裁平成13年判決に対する批判がなされる中、最高裁判所は、「独立した一体的な情報」「情報単位論」を採用しないことを宣言した。

すなわち、最高裁平成19年4月17日判決(判時1971号109頁)は、原審の名古屋高判平成17年11月17日が採った「情報単位論」を批判し、非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報として公開すべきであると判示した。この最高裁平成19年判決によって、「独立した一体的な情報」、「情報単位論」は、事実上変更されたと評価することができる。以降、最高裁で、「独立した一体的な情報」、「情報単位論」が採用された裁判例はない。

そして、同判決は、藤田宙靖裁判官の補足意見が次のように付されている(下線は原告代理人が付した。)

本件条例をも含む我が国の情報公開法制は、「情報」そのものではなく、「情報」の記載された「文書」を開示の対象として採用しており、また、文書を特定して開示請求がされる以上、その開示が請求者にとってどのような意義を持つ(役に立つ)のか、また、開示された文書をどのような目的のために利用するのか等を一切問うことなく、(例外的に法定された不開示事由に該当する情報が記載された文書を除き)請求の対象とされた文書の全体を開示することを原則として構築されている。この目的を可能な限り実現するために、請求の対象とされた文書の中に開示されるべき情報を記載した部分と不開示とされるべき情報を記載した部分とが混在している

場合に、後者が容易に区分し得る限りにおいて、これを除いた他の部分を全面的に開示しなければならないこととしたのが、本件条例6条2項にもその例をみるような、いわゆる部分開示規定である。このような立法趣旨に照らすとき、これらの規定が、記載された情報それ自体は不開示情報には当たらないことが明確であるにもかかわらず、「一体としての（より包括的な）情報の部分」を構成するに過ぎないことを理由に、それが記載された文書の部分が開示義務の対象から外れることを想定しているなどという解釈は、およそ理論的根拠の無いものであると言わざるを得ない。もとより、不開示情報記載部分を除いた他の部分に有意な情報が全く含まれていない場合には、必ずしも開示の対象とする必要の無いことは当然であるが（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）6条1項ただし書参照）、例えば本件における「出席した公務員の氏名」が、それ自体、単なる罫線の一部であるとか意味不明の記号の断片などとは異なり、全く有意でないなどとは言えないことは、余りにも明白であろう。ある文書上に記載された有意な情報は、本来、最小単位の情報から、これらが集積して形成されるより包括的な情報に至るまで、重層構造を成すのであって（例えば、最高裁判所に関する情報の中には、最高裁判所第三小法廷に関する情報が含まれ、同情報の中には、裁判官藤田宙靖に関する情報が含まれ、更にその中には、同裁判官が関与した過去の事件に関する情報が含まれる、等々）、行政機関が、そのいずれかの位相をもって開示に値する情報であるか否かを適宜決定する権限を有するなどということは、およそ我が国の現行情報公開法制の想定するところではないというべきである。

また、同補足意見は、情報公開法6条1項と2項との関係についても意見を述べている。

情報公開法が6条1項に加え更に同条2項の規定を置いたのは、5条1号

において非公開事由の一つとされる「個人に関する情報」が、同条2号以下の各非公開情報とその範囲につき「おそれがあるもの」等の限定を付しているのに比して、その語意上甚だ包括的・一般的な範囲にわたるものであるため、そのような性質を持つ「個人に関する情報」を記載した文書についても同条1項の部分開示の趣旨が確実に実現されるように、特に配慮をしたためであるからにはほかならない。この意味において、それは、いわば念のために置かれた、確認規定としての性質を持つものであるに過ぎないのである。このような我が国情報公開法制の基本的な趣旨・構造に思いを致さず、単に例えば情報公開法6条2項が「当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する」という文言を用いているという事実から、専ら形式的な文言解釈により、これと異なる考え方を導き出す原審のような解釈方法は、事の本末を見誤ったものと言わざるを得ず、到底採用することはできない。

そして、同意見は、最後に、原審が引用する平成14年第一小法廷判決及び同判決が引用する最高裁平成13年3月27日第三小法廷判決(被告引用判決)の説示するところは、「少なくとも法令の解釈を誤るものであり、その限りにおいて、これらの判例は、本来変更されて然るべきものであるということもできよう。」とまで言及している。

この藤田補足意見は、「最判平成19年4月17日の解釈が、立法者意思にも従前の実務にも適合したものであり、開示により支障が生じない情報は最大限開示するという情報開示請求制度の理念にも適合したものといえよう」と評価されている(前掲宇賀96頁)。

以上のとおり、被告国の依拠する最高裁平成13年判決は、すでに最高裁平成19年判決により事実上変更されたという厳然たる事実があり、審査会においても支持されておらず、研究者や実務家から厳しく批判されたものであって、情報公開法6条の解釈として採りえないことは明らかである。

## 2 文書137は全面的に公開されなければならない

### (1) 「文献資料」について

ア 被告国は、文書137は、竹島問題にかかる日本政府の交渉方針や政策を立案・策定するために、重要と考えて収集、整理した文献資料のリスト及びその概要が、一方的に交渉相手国である韓国政府に知られ得る状態になることは、日本の交渉上の地位を一方的に不利益にすると主張する。

しかし、被告国の主張は、以下のとおり、あまりに極端で誇張したものであり、情報公開法5条3号の解釈として誤りである。

イ まず、外務省が、文献について、無作為、網羅的に収集するのではなく、竹島問題に関する文献を重要なものに絞ってリストアップすることも、政策を立案・策定するために必要であることは理解しうる。

しかし、そのことが直ちに、文書137の公開により外交交渉における「手の内」を明かすことになり、外交交渉上不利益を生じるおそれがあるというのは論理のはなはだしい飛躍である。情報公開法5条は、行政文書の原則公開を定めており、その例外として各号に該当することを主張立証するのは、行政機関の側にある。ところが、被告国は、文献のリストとその概要で、外交交渉における「手の内」を明かすと主張するのみで、各号に該当する理由は、いまだに明らかになっていない。つまり、被告国は、開示請求の対象となっている文書の「内容」ではなく、「手の内」という文書の公開によって生じるおそれを強調しているにすぎず、情報公開訴訟の対象となっている文書の「内容」がなぜ不開示事由に該当するのかについてはきわめて抽象的な主張に終始しているのである。文書の内容と外交交渉上不利益を生ずるおそれとの間には、相当の論理の飛躍があり、この程度の主張立証によって情報公開法5条3号の該当性が認められるとするならば、法の趣旨が没却されることとなる。

原告準備書面(3)でも主張したとおり、竹島問題を検討するに当たり、いかなる立場から作成されたかには関わりなく、外務省が広く文献資料を収集・

検討するのは、政策を立案するうえで当然のことであり、文献の中には、日本の政策とは矛盾するものも含まれているはずである。そうであれば、意見を異にする多様な文献から、外務省が、政策立案を行っていくのが一般的である以上、外務省がどのように分析し、政策を立案していったのかが、文献資料のタイトルとその概要から、直ちに判明するはずはない。

仮に、「交渉方針、政策を立案・策定する上で役立つ内容を含んだ資料を意図的、選択的に収集した」との被告の主張に窺えるように、文書137の文献資料には、日本の政策と矛盾する文献はなく、すべてが日本の政策を積極的に肯定づける文献のみであり、否定する方向の文献資料を含まないのであれば、それはすでに日本政府が明らかにしている竹島問題に対する政策の根拠を示すにすぎず、公開したとしても、外交交渉の「手の内」を明らかにするものではない。日本政府の政策を韓国に対し主張する際に、竹島問題の歴史的経緯、国際法上の論点に関する解釈など、日本が依拠する根拠を一切示さずに、結論のみを示すという説得力のない外交交渉はありえないからである。

ウ また、外交においては、相手国の主張に対応して、日本の主張を発展させるためにさらなる検討を詳細に行うことが推測でき、竹島問題についても、文書137を作成した外務省内の委員会が検討した約半世紀前の時点から、韓国政府の主張に呼応して様々な議論が積み重ねられてきているはずである。すなわち、その後、さらなる外務省の内部資料が作成され、日本、韓国その他関係する国々の文献資料も収集されたうえで、現在の日本政府の竹島問題に関する政策が決定されているはずである。約半世紀前の文献資料のタイトルとその概要を公開するだけで、日本政府の外交の「手の内」が明らかになり、日本の交渉上の地位を一方的に不利益にするというのは、誇張にすぎる。

エ さらに、被告国は、公刊物といっても、その大部分は外務省で作成された文書であり、市販されているものではなく、その存在が広く知られていないものや通常は入手困難なものが多く含まれていると主張する。そして、全国の書店



で容易に入手できるようなものではないと付け加える。

しかし、公刊物である文献の存在が広く知られていないことや入手が困難なものも多く含まれていることは、それを不開示とする理由とはならないのは明らかである。

まず、情報公開法2条2項は「行政文書」を定義しているが、官報等の「不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」を行政文書から除外している。もともとこの条文は、「情報公開法要綱案」において、「一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの」と規定されていたものが、開示請求権の対象範囲にかかわるとして、可能な限り明確に規定するよう具体化されたものである。つまり、情報公開法は、被告国の主張する「市販されているものではなく、その存在が広く知られていないものや通常は入手困難なもの」を、広く情報公開の対象とするよう「行政文書」を定義しているのであって、被告国の主張は、「行政文書」の定義の立法趣旨と著しく異なるものである。

次に、公刊物である以上、少なくとも国立国会図書館には所蔵されていると考えられ、公刊物である文献はすでに広く公開されている状況にあるのであって、これを不開示とする理由はない。公刊物については、韓国側ですでに収集し分析しているとみるべきであり、文献資料のタイトルや概要の公開によって、韓国政府が日本政府の政策を覚知することになるわけではない。

オ 文献資料のタイトルに関しても、被告国は、「文書名を明らかにするだけでも外交交渉における「手の内」を明かすことになり外交交渉上不利益を被るおそれがある内部文書も存する」「(公刊されている文献の)文書名が明らかになれば、その文書の記載内容の概要が容易に知られてしまう」と主張しており、これも誇張がはなはだしい。

これについては、すでに原告準備書面(3)の6頁において、「日本の核政策に関する基礎的研究」という名称の文書の存否応答拒否処分について、審査

会の判断を紹介し、詳述したとおりである。被告国は、事案が明らかに異なる  
と反論しているが、存否応答拒否処分であるか不開示決定処分であるか、処分  
の形態を問わず、原告は、文献の名称によって政策の研究の内容や方向性が明  
らかになるものではないという点が、本件において参考となると主張している  
のであって、被告国の反論は的を得ていない。

また、文献資料のタイトルは、その資料が何について書かれているのかを短  
く記載したものにすぎないから、タイトルの部分が、被告国の主張する「日本  
政府の見解が、どのような政府内部の検討を経て策定されるに至ったのかを具  
体的に韓国側が知り得ることにな」とは到底いえない。

たとえば、国立国会図書館には、外務省第一国際情報官室が1961年に編  
集し、「外務省調査月報」に掲載された「竹島領有をめぐる日韓両国の歴史上  
の見解」というタイトルの資料が所蔵されているが、このタイトルをもって、  
日本政府の見解が知り得ることになるといえないことは自明である。

カ 以上のとおり、被告国の主張には理由がなく、文書137の文献資料の部分  
は、情報公開法5条3号には該当せず、公開されなければならない。

## (2) 「時系列」について

被告国は、『時系列』は、日本政府が韓国政府との関係で竹島問題を取り上  
げることとなった原因事実を把握するに至った端緒を含め、竹島問題を巡る日  
韓政府間のやりとりについての事実関係が時系列で記載されたものである」と  
説明し、「ある特定の視点及び目的に基づいて竹島に関する事項が時系列とし  
て記載されたものである」（被告準備書面（4）17頁）、「竹島問題を取り上  
げることとなった原因事実を把握するに至った端緒をふくめ竹島問題を日韓  
政府間のやり取りについての事実関係が開示されれば、竹島に対する日本政府  
の内部的対応状況が明らかにされることになる」と主張する（被告準備書面  
2・5頁）。

しかし、日韓政府間のやり取りについての事実関係は、公の事実であり、す

でに歴史の一部であって、交渉相手国の韓国は当然に把握しているはずであるから、公開によって外交上の不利益が生じるおそれはない。

また、「ある特定の視点及び目的に基づく」といっても、外務省が政策を立案・策定する際の資料として参照したというのであるから、事実については広く時系列で記載しておく必要があるはずで、時系列が公開されたからといって、その内容から日本政府の内部的対応状況が明らかになるというものではない。

さらに、この時系列は、約半世紀前に作成されたものであり、これを公開することが外交上の不利益を生じさせるものではないことは、前記のとおりである。

### 3 小括

以上のとおり、文書137の公開によって、情報公開法5条3号の外交交渉上不利益を被るおそれがあるといえないことは明らかであり、文書137は全面的に公開されなければならない。

## 第9 結語

以上のとおり、本件文書は、いずれも、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれはなく、情報公開法5条3号の不開示事由には該当せず、全面的に公開されなければならない。

なお、近時、日本政府（具体的には外務省）が、非核三原則について日本国民に対して明らかにしてこなかった米国との間の「核密約」をさらに隠蔽するために、米国がいったん公開を決定した交渉記録を再度不開示とするように米国に対して求めていた事実が明らかとなった（甲26）。このような日本政府の対応は、情報の不開示が、とりわけ外交文書については、情報の秘匿のみならず主権者を積極的に欺く手段として用いられてきたことを示している。同じことは、本件の日韓会談文書についても行われている可能性がある。日本政府は、かつて同文書の公開を決定した韓国政府に対し、その非公開を要請し方針を変更させていたことがある（甲27

の1)。その日本政府の対応は、「日本側は理屈ではない。感情的に反対している」(韓国外交筋)」と評されるような内容であった(甲27の2)。具体的な理由が明らかにされないままの行政情報の不開示を許すことは、民主政の基本をも危うくする事態であることを、原告らは、あらためて強く主張するものである。

以上